

適時開示に係る宣誓書（内国会社）

平成 19 年 9 月 21 日

株式会社ジャスダック証券取引所  
代表執行役 殿

本店所在地 兵庫県尼崎市西大物町 5

会 社 名 株式会社アルトナー

代表者の役職 代表取締役社長

氏名（署名） 関口 和 三



株式会社アルトナーは、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

## 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について (適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 19 年 9 月 21 日

会 社 名 株式会社アルトナー

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、情報開示にあたり、的確な情報管理を行い、社会から理解、信頼、支持される企業を目指し、適時かつ適切な情報開示を行い、企業の社会的責任の観点から、経営の透明性や公平性の向上に資する情報を提供することに努め、ひいては企業価値の向上に努めます。

適時開示につきましては、ジャスダック証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」によって開示を求められる情報については、関係法令等を遵守して、迅速、正確、適時かつ適切な情報開示に努めます。

証券取引所規則等に基づく情報開示に関しては、適時開示情報伝達システム（T D n e t）により開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、速やかに当社のホームページにも掲載いたします。

関係法令等によって開示が義務づけられていない情報であっても、社会的要請があると判断される情報については、自主的かつ積極的な情報開示に努めます。

情報開示の適正性を確保し、当社の情報開示ルールに基づき情報開示を行います。情報開示の適切性を検証する組織として情報開示委員会が適宜検証を実施いたします。

#### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社における適時開示に係る組織は、当社に与えられた社会的責任・公共的使命を十分に果たすとともに、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆様からの確かな信頼及び正当な評価を頂くことができるよう、個々の会社情報が投資判断等へ与える影響について、重要性の判断を逐次行うための専門組織として「情報開示委員会」を設置し、社内体制やプロセスの整備・充実を図り、適時開示規則及び関連諸法令等に基づいた、適時適切な情報開示に努めております。

「情報開示委員会」は、当社のあらゆる情報について、各担当部門が迅速かつ網羅的に収集し、適時開示規則及び関連諸法令等により情報開示の検討を要すると判断された情報が集約されます。

当委員会は、代表取締役を最高責任者（委員長）とし、情報管理責任者（実務責任者）である管理本部長を中心として、各種の情報に精通した各部門長（経営戦略本部長、事業統括本部長、人材開発本部長、経理部長、人材開発部長、能力開発部長）を委員として構成されており、適時開示規則及び関連諸法令等に基づき、投資家にとっての有用性も考慮した任意開示の是非を含めて、当社の情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう審議を行います。その結果、情報開示が必要と判断した場合には、タイミング・方法等

の検討も経て、取締役会への報告・承認の後、情報開示を行います。

### 3. 決定事実の適時開示

当社における重要な決定事項ならびに決算に関する情報につきましては、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。取締役会におきましては、当社の「取締役会規程」に定められた取締役会決議事項について決議いたしております。情報開示責任者（情報開示担当役員）は、決議事項のうち開示対象となる重要事項について、当該取締役会終了後、直ちに情報開示を行ってまいります。

### 4. 発生事実の開示

当社における未公表の重要な発生事実の管理につきましては、各部門長が当社の各部門の発生事実等を管理する情報管理担当者としております。役職員が職務に関して当社の未公表の発生事実または発生事実等に該当する可能性がある情報を知ったときは、自己の所属する情報管理担当者に報告いたします。

情報管理責任者は、情報管理担当者から報告された情報が重要事実等に該当するか否かを判断し、重要事実等につきましては取締役会の決議を経て、適切な時期及び方法によって情報開示を行ってまいります。緊急を要する場合には、迅速な開示を行うために、代表取締役社長が開示に関する決定を行ってまいります。

### 5. インサイダー取引防止について

当社では、株券等の内部者取引の管理等に関する規則を定め、役職員がその職務に関して知った重要事実等の管理及び役職員による株券等の売買等に関する行動基準を定めることにより、内部者取引を未然に防止し、もって証券市場における当社の信頼を確保することに努めております。

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

## 適開示プロセス社内体制

